年度の総額は、法第十九条の運営費として、その総額に達するまで、当該事業年度以降のできるだけ早い事業年度の通常限度額又は特例限度額に加算することができる。ただし、加算後の通常限度額は、発売総額の百分の十五に相当する金額を超えてはならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第百九十九号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）の施行に伴い、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和二年十二月九日

厚生労働大臣　田村　憲久

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第九十八条**　令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　（略） 二　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給 三～十一　（略）	（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第九十八条**　令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　（略） 二　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給 三～十一　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第八十六条**　令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　（略） 二　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給 三～十二　（略）	（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第八十六条**　令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　（略） 二　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給 三～十二　（略）